

市工事の施工における留意事項

廿 日 市 市

はじめに

建設業法（昭和24年法律100号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び建設工事請負契約約款をよく理解し遵守してください。

また、請け負った工事などの一部下請発注及び資材等の調達については、できる範囲で地元業者（廿日市市内の業者）を利用してください。

本市発注の建設工事の施工に当たっては、次のことに留意してください。

1 共通事項について

(1) 現場代理人及び監督員の選任等に関する通知（建設業法第19条の2）

受注者は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、その現場代理人の権限の内容等を、書面により発注者に通知しなければなりません。また、発注者は、請負契約の履行に関し工事現場に監督員を置く場合は、その監督員の権限の内容等を、書面により請負人に通知しなければなりません。

(2) 現場代理人及び主任技術者等に関する通知（建設工事請負契約約款第10条）

受注者は、工事現場に次の者を置いたときは、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければなりません。これらの者を変更したときも同様です。

ア 現場代理人

イ 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者）又は監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者）

ウ 専門技術者（建設業法第26条の2の規定に該当する建設工事を受注者自ら施工する場合における当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者）

(3) 下請負人の変更請求（建設業法第23条）

発注者は、受注者に対して、建設工事の施工につき著しく不相当と認められる下請負人の変更を請求することができます。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て選定した下請負人については、変更の請求をすることはできません。

(4) 技術者の配置（建設業法第26条第1項、第2項）

建設工事を施工するときは、その工事現場における技術上の管理をつかさどる、主任技術者又は監理技術者を、次のとおり置かなければなりません。

監理技術者	発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、下請契約の請負代金の総額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が4,500万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる工事を施工する場合
主任技術者	工事を施工する場合で、監理技術者を置かなければならない場合以外の場合（建設業の許可を持つ建設業者は、下請の場合であっても、金額の大小にかかわらず技術者を置かなければなりません。）

(5) 技術者の専任（建設業法第26条第3項、建設業法施行令第27条第1項）

主任技術者又は監理技術者は、請負金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合には8,000万円以上）の場合は、原則として工事現場ごとに専任の者でなければなりません。この場合、下請工事の場合においても、専任が必要となるので注意が必要です。

2 下請負契約の締結について

(1) 建設工事の請負契約の原則（建設業法第18条）

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければなりません。

(2) 建設工事の請負契約の内容（建設業法第19条）

建設工事の請負契約の当事者は、標準的な契約約款として、建設工事標準下請契約約款又はこの約款に準じた内容で、適正な契約の締結を行ってください。

(3) 下請契約の締結の制限（建設業法第16条）

発注者から直接請け負った建設工事については、特定建設業の許可を受けた者でなければ、下請代金の総額が4,500万円以上（建築工事業の場合は8,000万円以上）となる下請契約は締結できません。

(4) 一括下請負の禁止（建設業法第22条、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律14条）

建設業者は、その請け負った工事を一括して他人に請け負わせてはなりません。また、建設業を営む者は、建設業者からその建設業者の請け負った工事を一括して請け負ってはなりません。

(5) 不当に低い請負代金の禁止（建設業法第19条の3）

自己の取引上の地位を不当に使用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額で、契約を締結してはなりません。

(6) 不当な使用資材等の購入強制の禁止（建設業法第19条の4）

契約締結後、自己の取引上の地位を不当に使用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはなりません。

(7) 下請負の制限（建設工事請負契約約款特約条項第1条）

廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱（平成9年告示第25号）により指名除外された者で、その指名除外の期間が経過しない者に下請負をさせることはできません。

3 元請負人となった場合の義務について

(1) 下請負人の意見の聴取（建設業法第24条の2）

元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、あらかじめ下請負人の意見をきかなければなりません。

(2) 検査及び引渡し（建設業法第24条の4）

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。また、工事完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければなりません。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日以内の一定の日に、引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りではありません。

(3) 下請代金の支払（建設業法第24条の3）

出来形に対する支払 及び工事完成後における支払	元請負人は、出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、建設工事を施工した下請負人に対して、その支払を受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければなりません。
前払金	元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

4 特定建設業者の場合の義務について

特定建設業の許可は、下請負人を用いることを前提に設けられた許可の区分です。したがって、上記の事項のほか、次の義務が課せられます。

(1) 下請代金の支払期日等（建設業法第24条の5）

ア 下請契約における下請代金の支払期日は、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内において定められなければなりません。なお、50日を超える日を支払期日と定めたときは、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日から起算して50日を経過する日が、下請代金の支払期日と定められたものとみなされます。

イ 下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかったときは、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日が、下請代金の支払期日と定められたものとみなされます。

ウ 下請契約における下請代金の支払について、元請負人は支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはなりません。

エ 元請負人は、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日から起算して51日目から、その支払をする日までの期間に対応する遅延利息を支払わなければなりません。

(2) 下請負人に対する特定建設業者の指導等（建設業法第24条の6）

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人がその建設工事の施工に関し、関係法令の規定に違反しないよう指導し、違反していると認めたときは、その下請負人に対してその事実を指摘して是正を求めなければなりません。

5 施工体制台帳について

施工体制台帳の提出（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項）

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、平成27年4月1日から、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には、下請契約を締結する全ての工事において施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければなりません。